

第9編

鉄道災害対策編

第1章 基本的考え方等

第1節 基本的考え方

本編は、宮崎県内において相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な鉄道災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため県、市町村、鉄道事業者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2節 本県における鉄道概況

本県では、九州旅客鉄道株式会社が旅客鉄道を運営・管理しており、その旅客数等は次表のとおりである。

県内鉄道概況（平成23年3月31日現在）

（単位：km）

線名	営業キロ		区間
	路線全体	宮崎県	
総数	738.7	315.4	
日豊本線	462.6	164.3	宗太郎、(県境)市棚～五十市、(県境)財部
日南線	88.9	81.7	南宮崎～福島高松、(県境)大隅夏井
吉都線	61.6	58.5	都城～京町温泉、(県境)鶴丸
肥薩線	124.2	9.5	吉松、(県境)真幸～、(県境)矢岳
宮崎空港線	1.4	1.4	田吉～宮崎空港

資料：九州旅客鉄道株式会社

鉄道輸送実績(1日平均)

単位:人

駅名	旅客(乗車人員)	駅名	旅客(乗車人員)	駅名	旅客(乗車人員)
平成17年度	25,611	吉都線	1,689	空港線	752
平成18年度	24,076	日向庄内	64	田吉	28
平成19年度	23,796	谷頭	93	宮崎空港	724
平成20年度	24,018	万ヶ塚	40		
平成21年度	23,112	東高崎	17		
		高崎新田	113		
日豊本線	18,670	日向前田	22		
市棚	19	高原	231		
北川	15	広原	21		
日向長井	8	小林	585		
北延岡	7	西小林	48		
延岡	1,367	えびの飯野	238		
南延岡	822	えびの上江	26		
旭ヶ丘	151	えびの	84		
土々呂	50	京町温泉	107		
門川	322	日南線	1,998		
日向市	1,328	南方	68		
財光寺	242	木花	281		
南日向	36	運動公園	46		
美々津	110	曾山寺	18		
東都農	55	こどもの国	35		
都農	438	青島	56		
川南	243	折生迫	37		
高鍋	868	内海	34		
日向新富	280	小内海	21		
佐土原	994	伊比井	18		
日向住吉	822	北郷	93		
蓮ヶ池	160	内之田	15		
宮崎神宮	402	飫肥	372		
宮崎	4,401	日南	282		
南宮崎	1,943	油津	170		
加納	188	大堂津	56		
清武	529	南郷	209		
日向沓掛	97	谷之口	3		
田野	651	榎原	17		
青井岳	19	日向大東	42		
山之口	181	日向北方	11		
餅原	31	串間	101		
三股	256	福島今町	12		
都城	1,127	福島高松	1		
西都城	415	肥薩線	3		
五十市	93	真幸	3		

注:高千穂鉄道については、運転休止の後、平成20年12月28日に全線廃止されました。
出展:宮崎県統計年報(第127回)

第2章 鉄道災害予防計画

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

【鉄道事業者】

鉄道事業者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

また、鉄道施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、雨量計・風速計等観測施設を整備するとともに、列車無線・指令電話・鉄道電話等を利用して、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

雨量計の設置箇所

線路名	雨量計設置箇所数（位置）
日豊本線	10（市棚、日向長井、延岡、日向市、高鍋、宮崎、日向沓掛、青井岳、都城、財部）
日南線	4（木花、伊比井、油津、日向大東）
吉都線	2（高崎新田、えびの飯野）

風速計の設置箇所

線路名	風速計設置箇所数（位置）
日豊本線	8（第3鑑川、五ヶ瀬川、五十鈴川、耳川、小丸川、一ッ瀬川、大淀川、都城～西都城（間））
日南線	2（第1加江田川、大堂津駅構内）

第2節 鉄道の安全な運行の確保

【鉄道事業者】

1 施設の巡回検査の実施

鉄道事業者は、鉄道事故災害防止のため、日常線路を巡回し、線路全般にわたり巡視及び保安監視等を行う。検査は定められた頻度を標準として、徒歩、列車又はモーターカー等により行う。

検査の方法は次のとおりとする。

- (1) 列車動揺…軌道狂い等による上下動及び左右動
- (2) 線路環境…線路周辺の雑草木の状態（倒木、朽木等）
 - …道床墳泥等線路の著しい変化
 - …線路周辺の著しい環境変化（例えば宅地造成、果樹園の造成等）
 - …線路近接工事の施工状態（建築限界支障の有無等）
- (3) その他 …諸標の状態、災害の前兆（例えばのり面の亀裂等）等

< 県内の鉄道施設の点検・整備拠点及び担当区間 >

鉄道事業部	担当箇所名	担当線区	担当駅	備考
宮崎総合 鉄道事業部	南延岡工務センター （保線・電力・信号通信）	日豊本線	市棚～都農	
		日豊本線	都農～五十市	
	宮崎工務センター （保線・電力・信号通信）	日南線	南宮崎～志布志	
		宮崎空港線	田吉～宮崎空港	
		吉都線	吉松～都城	信号通信のみ担当
	本所（土木・建築）	日豊本線	市棚～五十市	
日南線		南宮崎～志布志		
宮崎空港線		田吉～宮崎空港		
鹿児島 鉄道事業部	国分工務センター（保線）	吉都線	吉松～都城	
	本所（土木・建築）	吉都線	吉松～都城	

2 運転規制の実施

各種警報器が動作した場合は、鉄道の安全な運行を確保するため、運転規制を施工する。この場合、輸送指令員等は、運転規制区間を運転する全列車の運転士及び車掌に対しその旨を連絡する。

(1) 豪雨時の運転規制

ア 雨量警報器が注意鳴動又は警戒鳴動した場合の運転速度は次による。

区分	運転速度	
	注意鳴動の場合	警戒鳴動の場合
甲	45Km/h 以下	35Km/h 以下
乙	35Km/h 以下	25Km/h 以下
丙	25Km/h 以下	列車の運転中止

イ レール面上の浸水が次の水準となったときは、列車の運転又は車両の入換えを見合わせる。

- ・ 25mm 以上：電車
- ・ 50mm 以上：電気機関車、ディーゼル機関車
- ・ 80mm 以上：客車、気動車、貨物車（発電機付車両）
- ・ 200mm 以上：貨物車

(2) 豪雨時の運転中止

鉄道事業部長は、降雨量が次の基準に達したときは、輸送指令員等又は駅長に列車の運転中止の要請を行う。

乙区分の場合

「警戒鳴動＋時雨量 10mm」のライン以上

(3) 運転規制の解除

鉄道事業部長は、線路点検の結果及び降雨の状況に応じて運転規制継続の要否を輸送指令員等又は駅長に報告する。

なお、鉄道事業部長は、運転規制の必要がなくなったと認めたときは、輸送指令員等又は駅長にその旨を連絡する。

(4) 強風時の運転規制

ア 風速警報器が鳴動した場合の運転速度は次による。

風速	警報種別	運転速度
20m/s 以上、25m/s 未満	警戒鳴動	25km/h 以下
25m/s 以上	停止鳴動	列車の運転中止

イ 目測により風速の測定をした場合で、前項の風速に達していると認められた場合は、前項の規定を準用する。

(5) 運転規制の解除

運転規制を解除する場合の輸送指令員等の取扱いは次による。

ア 列車を徐行運転している場合は、風速の衰えたことを確かめて運転規制を解除する。

イ 列車の運転を見合わせている場合は、風速の衰えたことを確かめて運転規制を段階的に解除する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集体制の整備

鉄道事業者は气象台との連絡を緊密に行い、予報及び警報の伝達、情報の収集、観測施設の相互間の連絡等に必要な気象観測施設、通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。

また、災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法、

報告事項の基準等を定めておくとともに、関係機関と密接な情報連絡を行いうるよう、必要な措置等を定めておくものとする。

2 通信手段の確保

鉄道事業者は大規模な鉄道災害が発生した場合の情報収集、連絡を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など、無線系通信設備を配備しておくものとする。

第2款 災害応急体制の整備

1 職員の招集・参集体制の整備

【県、市町村、鉄道事業者】

県、市町村及び鉄道事業者は、それぞれの実情に応じ、大規模な鉄道災害が発生した場合の職員の参集範囲を具体的に定め、また勤務時間外の招集が迅速かつ確実に実行可能となるよう招集連絡手段を整備するなど、職員の招集・参集体制の整備を図るものとする。

2 関係機関相互の連携体制の整備

【県、警察、市町村、鉄道事業者、関係機関】

県及び鉄道事業者は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行い、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど関係機関相互の連携体制の確立に努めるものとする。警察は、鉄道上及びその直近で落石その他の異常が発見された場合における鉄道事業者への連絡体制を図るものとする。

3 応急対策のための資機材等の整備、調達体制の整備

【鉄道事業者】

鉄道事業者は、大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、資機材等の整備、備蓄を図るとともに、災害時において直ちに入手する方法及び輸送の計画をたて、調達・輸送管理体制を確立しておくものとする。

4 訓練・研修の実施

【鉄道事業者、関係機関】

鉄道事業者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して総合訓練、情報伝達訓練、通信機器訓練など実践的な訓練を行い、大規模な事故災害への対応能力の向上を図るものとする。

第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備

共通対策編第2章第2節第3款によるほか、次のとおりとする。

1 鉄道事業者の避難誘導體制の整備

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第3章 鉄道災害応急対策計画

第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

第1款 災害情報の収集・連絡

1 事故災害等状況の把握と確認

鉄道事業者は、自己の管理する鉄道上での事故災害等発生の特報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に特報するものとする。

第2款 通信手段の確保

1 通信手段の確保

鉄道事業者は、必要に応じ、非常無線の発動、移動無線機の運用、臨時回線の構成、中継順路の変更等の通信回線運用措置をとるとともに、非常無線通信による相互活用を図る。

また、優先電話を指定し、緊急以外の通話を制限するなど、通信回線の輻輳を回避する措置を講じるものとする。

第2節 活動体制の確立

第1款 県災害対策本部の設置

県は、県内で大規模な鉄道災害が発生したときは、災害対策本部等を設置し、関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、鉄道事業者及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

1 災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置

県内において大規模な鉄道災害が発生し、相当な被害が予想される場合は、知事は災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、状況に応じ総合対策部各班・要員の増減を行うものとする。

2 現地災害対策本部の設置等

共通対策編第3章第1節第1款による。

3 災害対策現地合同調整本部の設置等

【県、関係機関】

(1) 知事は、大規模な鉄道災害が発生し、防災関係機関の相互連携により、被災者の効率的な救助・救出等が必要であると認められる場合は、鉄道事業者等関係機関と協議し、災害対策現地合同調整本部を設置するものとする。

(2) 組織及び任務

本部長は、宮崎県の職員のうちから知事が指名する職員をもって充てる。

その他、現地合同調整本部の組織及び任務については、宮崎県災害対策現地合同調整本部設置要綱によるものとする。

第2款 市町村の活動体制の確立

【市町村】

市町村は、当該市町村の区域で大規模な鉄道災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、本計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村事故

対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

第3款 鉄道事業者の活動体制の確立

鉄道事業者は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害(事故)対策本部を設置し、応急対策を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。なお、現地合同調整本部が、設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

第3節 広域応援活動（共通対策編）

第4節 救助・救急活動

【鉄道事業者】

鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

【市町村(消防機関)】

市町村は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、事故発生地の市町村消防職員等を直ちに出勤させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。この場合、高齢者、障害者、負傷の程度が重い者等の救出救助を優先して行うものとする。

【警察】

警察は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。この場合、高齢者、障害者、負傷の程度が重い者等の救出救助を優先して行うものとする。

第5節 医療救護活動（共通対策編）

第6節 二次災害の防止活動

1 後続車両の衝突等の防止

【鉄道事業者、警察】

鉄道事業者は、警察と連携し後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を確実にを行うものとする。

また、鉄道上への落石、土砂崩れ等に起因する災害の現場においては、監視員を置くなどの措置を確実にを行うものとする。

2 立入禁止区域の設定等

【市町村、警察】

脱線した鉄道車両が、高架から人家密集地域や道路に転落するおそれがある場合、その他被害が拡大するおそれがある場合等においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行うものとする。

第7節 交通の確保・緊急輸送活動

1 代替交通手段の確保

【鉄道事業者】

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

2 復旧用資材等の緊急輸送

鉄道事業者は、警察の協力のもとに救助要員の派遣、復旧用資材等の運搬などを、迅速に行うものとする。

第8節 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者及びその家族への対応

【県、市町村、鉄道事業者】

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

鉄道事業者は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

鉄道事業者は、被災者及びその家族に対し事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

被災者及びその家族に対する説明は、鉄道事業者総括者が行うことを原則とする。

(4) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、関係各機関は、相互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行う。

第4章 鉄道災害復旧・復興計画

第1節 応急資材の確保

応急資材の確保については、緊急調達の活用、災害復旧用資材の適正な保有及び配置、緊急配給体制の確立等により、迅速な供給の確保を図るものとする。

第2節 災害復旧実施の基本方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

第3節 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後速やかに本復旧計画を立て、これを実施するものとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。